

指名停止措置の概要

1. 経過等

当該業者が、山梨県から受注した「主要地方道 富士川身延線補修工事の2（明許）（余フ）」において、建設業法第26条第3項（専任の主任技術者の設置）の規定に違反していた（本市水道局発注工事を兼務）として、建設業法第28条第1項の規定に基づき監督処分（指示処分）を受けた。

2. 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

丸浜舗道株式会社
代表取締役 小林 育也
甲府市東光寺一丁目7-8

(2) 指名停止期間

令和7年5月14日～令和7年7月13日（2か月）

3. 指名停止措置理由

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第17号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 17 請負契約を締結した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内